

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第7区分

【発行日】平成28年4月21日(2016.4.21)

【公開番号】特開2014-12599(P2014-12599A)

【公開日】平成26年1月23日(2014.1.23)

【年通号数】公開・登録公報2014-004

【出願番号】特願2012-151362(P2012-151362)

【国際特許分類】

B 6 5 H 19/20 (2006.01)

B 6 5 H 19/18 (2006.01)

【F I】

B 6 5 H 19/20

B 6 5 H 19/18

【手続補正書】

【提出日】平成28年3月3日(2016.3.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

連続して搬送される旧資材と、連続して搬送される新資材と、を接合する資材継ぎ装置であって、

前記新資材と前記旧資材とを接合する接合位置に前記新資材を配置する新資材押さえ手段と、

前記旧資材を前記接合位置に配置する旧資材押さえ手段と、

前記旧資材と前記新資材とを挟んで前記新資材と前記旧資材とを接合するニップ手段と、

前記旧資材の前記接合位置よりも搬送方向の下流側において、前記旧資材を切断する切断手段と、

前記旧資材押さえ手段、前記切断手段、及び前記ニップ手段のうち、少なくとも前記旧資材押さえ手段及び前記切断手段を駆動する駆動手段と、を備えており、

前記切断手段は、前記旧資材及び前記新資材の搬送方向に交差する交差方向において前記旧資材を挟んで配置されるカッターと受け部とを有し、

前記受け部は、前記搬送方向及び前記交差方向に対して交差する傾斜面を有しており、

前記カッターは、交差方向に沿って前記傾斜面に向かって移動し、前記受け部の傾斜面上に沿って配置された前記旧資材を切断する、資材継ぎ装置。

【請求項2】

前記切断手段は、前記旧資材が前記旧資材押さえ手段によって前記接合位置に配置され、かつ前記旧資材が前記ニップ手段によって挟まれた状態で、前記旧資材を切断する、請求項1に記載の資材継ぎ装置。

【請求項3】

前記搬送方向の上流側から前記搬送方向の下流側に向かって、前記旧資材押さえ手段、前記切断手段、及び前記ニップ手段の順で配置されている、請求項1又は請求項2に記載の資材継ぎ装置。

【請求項4】

前記ニップ手段は、前記旧資材と前記新資材とのうち少なくともいずれか一方の端部に

付された接着剤を介して、前記旧資材と前記新資材とを接合する、請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の資材継ぎ装置。

【請求項 5】

前記ニップ手段は、前記旧資材と前記新資材とを挟みつつ溶着し、前記旧資材と前記新資材とを接合する、請求項 1 から請求項 3 のいずれかに記載の資材継ぎ装置。

【請求項 6】

前記ニップ手段は、前記交差方向において前記旧資材及び前記新資材を挟んで配置された一対の第 1 押圧手段及び第 2 押圧手段を備え、

前記第 1 押圧手段は、前記旧資材よりも前記交差方向外側に位置し、

前記第 2 押圧手段は、前記新資材よりも前記交差方向外側に位置し、

前記第 1 押圧手段及び前記第 2 押圧手段のうち、前記旧資材及び前記新資材のうち少なくともいずれか一方と当接する面には、弾性部材が設けられている、請求項 1 から請求項 5 のいずれかに記載の資材継ぎ装置。

【請求項 7】

前記第 2 押圧手段の前記新資材と当接する面には、複数の穴部が形成されており、

前記第 2 押圧手段は、前記複数の穴部を介して前記新資材を吸引し、かつ前記新資材と当接する面上に前記新資材を保持する吸引手段を備えている、請求項 6 に記載の資材継ぎ装置。

【請求項 8】

前記新資材押さえ手段は、前記第 2 押圧手段によって構成されている、請求項 1 から請求項 7 のいずれかに記載の資材継ぎ装置。